

茨城県内の高齢者介護施設・事業所に
介護職として就職を考えている・就職している方へ

介護職員初任者研修受講費用の 一部助成のご案内

**最大
9万円**

**【募集期間】
令和6年5月13日～
令和7年3月14日**

研修受講にかかった金額のうち、研修実施機関に自己負担で支払った受講料及びテキスト代を対象とする（助成上限90,000円）。※事業所等がお支払いした場合は対象外です。

初任者研修の期間・就職の時期ともに条件があります。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象になる		研修修了 → 就職	→ 就職 研修修了 → 就職	裏面 助成対象(1) 裏面 助成対象(2)
		就職 → 研修修了	→ 研修修了 就職 → 研修修了	
対象にならない	研修修了 → 就職		→ 就職 → 研修修了	
	就職 → 研修修了	研修修了 → 就職 就職 → 研修修了	研修修了 → 就職見込 就職 → 研修修了見込	



初任者研修後のお仕事を一緒にお探しいたします！

まずは、求職登録をお願いします。



問合せ先：社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会
茨城県福祉人材センター 初任者研修助成担当
〒310-8586 茨城県水戸市千波町 1918 番地
セキショウ・ウェルビーイング福祉会館2階
TEL：029-244-4544 FAX：029-244-4543



- 助成対象

次のいずれかに該当する者のうち、申込み時点において、県内の事業所等に在籍している方が対象となります。

 - 介護職員初任者研修（以下「初任者研修」）修了（※1）後、茨城県内の**高齢分野の介護施設・事業所**（以下「**事業所等**」）に介護職員として就職（※2）した方。
 - ※1 令和5年4月1日から令和7年3月31日の間に初任者研修を修了した方。
 - ※2 令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に事業所等に介護職員として雇用された場合。
 - 茨城県内の事業所等に就職（※3）後、初任者研修を修了（※4）した方。
 - ※3 令和5年4月1日以降に事業所等に介護職員として雇用された場合。
 - ※4 令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に初任者研修を修了した方。
- 助成人数

80名程度（先着順）を予定しています。

 - ※ 助成可能な人数を超過した場合には、募集期間中であっても受付を終了することがあります。その際は本会ホームページでお知らせします。
 - ※ 初任者研修の受講に際して、その受講費用の一部又は全額に関わらず、他の補助金等の交付を受けている、あるいは受ける予定のある者は対象外となります。
- 申込み方法

次の必要書類を茨城県社会福祉協議会茨城県福祉人材センター 初任者研修助成担当 宛てに郵送してください。

 - 令和6年度介護職員初任者研修支援事業利用申込書（様式第1号）
 - 介護職員初任者研修実施機関が発行する受講費用にかかる領収書等（写）
（介護職員初任者研修の受講費用であること、また、申込者が支払ったものであることが分かるものとします。）
 - 雇用を証明する書類（様式第2号により事業所等が作成したものとします。）
 - 介護職員初任者研修修了書（写）
- 助成金申請の流れ
 - 募集期間
令和7年3月14日（必着）まで
初任者研修修了及び就職が、令和7年3月14日から令和7年3月31日の期間となる場合は、修了見込み及び就職見込みで申請することが可能です。ただし、助成の決定は、修了及び就職が確認できてから行います。
 - 交付申請から助成金送金までの流れ
 - 交付申請【申込者】
申請時点で要件を満たす方は、必要書類を茨城県福祉人材センターあて郵送してください。
 - 交付決定【茨城県福祉人材センター】
助成金の申込内容を審査し、助成決定書及び請求書様式を送付します。
※ 助成金を交付できない場合は、助成金不承認通知書を郵送します。
 - 助成金請求書の提出【申込者】
助成金請求書に必要事項を記入し、振込先が記載されている通帳等の写しを添えて、茨城県福祉人材センター 初任者研修助成担当 あて郵送してください。
 - 送金決定【茨城県福祉人材センター】
助成金請求を受理した後、送金予定日を記載した通知を送付します。
- 個人情報

本事業において取得した個人情報は、本事業の運営のみに利用することとし、本会の個人情報保護規程に基づき適正に管理するものとします。